



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社東京自働機械製作所
代表者名 代表取締役社長 佐藤 康 公
(コード番号 6360 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理統括兼経理部長 八 束 敏 浩
(TEL 03-3866-7171)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（2026年5月14日）開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の当社第77回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 取締役の経営責任を一層明確にし、経営環境の変化へ迅速に対応できる体制を整えるとともに、株主の皆さまからの信任を得る機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年へ変更するものであります。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に遂行するため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことが可能となるよう変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2026年6月25日（予定）
定款変更の効力発生予定日 2026年6月25日（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>3. 増員のため選任された取締役の任期は、現取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. ～3. (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第47条 当社は、<u>剰余金の配当を、株主総会の決議により行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第47条 当社は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>